事務連絡

令和６年４月３日

指定特定相談支援事業所　　各位

指定障害児相談支援事業所　各位

ひたちなか市障害福祉課

令和６年度報酬改定に伴う加算等の届出について

　日頃より，本市の障害福祉施策の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます

さて，令和６年度報酬改定に伴い、一部のサービスについて加算の新設や算定要件の見直しがありました。

つきましては，今回の報酬改定に伴う加算等の届出を行う事業所におかれましては下記の必要書類を作成の上，令和６年４月１５日（月）までに市障害福祉課まで提出してください。

　なお，通常の給付費算定に係る届出は前月１５日までに提出が必要ですが，今回の報酬改定により新設または変更される加算については，提出期限内に提出いただいた場合は令和６年４月１日に遡って算定できることとします。

記

1.提出書類

（１）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表【障害者・障害児共通】

（２）各加算等様式

（３）その他添付書類（終了証，要件等の根拠書類等）

　※　様式は，県障害福祉課ホームページ「令和６年度報障害福祉サービス等報酬改定に伴う加算等の届出について」からダウンロードしてください。

2.提出方法等

（１）提出方法　市障害福祉課の窓口へ直接提出

（２）提出期限　令和６年４月１５日（月）

3.新規加算等に係る要件等については，厚生労働省ホームページに掲載されています。

問い合わせ先

ひたちなか市役所障害福祉課 担当：竹原

TEL：029-273-0111（内線7211）

MAIL：shofukusi@city.hitachinaka.lg.jp